平成19年度第3回自然再生専門家会議

会議録

1. 日 時 平成20年3月19日(水)13:02~15:02

2. 場 所 経産省別館10階1020号室

3. 出席者

(委員長) 辻井達一

(委 員) 池谷 奉文 吉田 正人 鷲谷いづみ

和田 恵次

(環 境 省) 渡邊自然環境計画課長

難波自然環境計画課課長補佐

(国土交通省) 井上国土環境政策企画官

西村環境政策課課長補佐

舟引緑地環境推進室長

塚原河川環境課課長補佐

(農林水産省) 伊巻環境バイオマス政策課課長補佐

佐藤農村振興局整備部地域整備課企画係長

(林 野 庁) 小口専門官

(水 産 庁) 青木計画課課長補佐

(文部科学省) 筒井社会教育課企画調査課係長

4. 議事

【環境省自然環境計画課課長補佐(難波)】 それでは、予定の時間がまいりましたので、 専門家会議を始めさせていただきます。私、司会進行させていただきます難波でございま す。どうぞよろしくお願いします。

まず、開会に当たり、自然再生推進会議幹事会の議長であります環境省自然環境計画課 長の渡邊よりごあいさつ申し上げます。

【環境省自然環境計画課長(渡邊)】 環境省の渡邊です。年度末のお忙しい中、集まっていただきまして、ありがとうございました。前回、3月3日に専門家会議を開催させていただいて、自然再生推進法が施行されてちょうど5年ちょっとたつということで、始まってからの5年間を振り返って検証して、これから5年どんなふうに改善していけるかというような検討をしていく上で、前回3月3日には今までの施行状況を分析した結果をご紹介して、それに絡んでいろいろな御意見をいただいたところです。前回3月3日の専門家会議でいただいた意見を踏まえまして、環境省、農水省、国土交通省、そして文部科学

省、その4省庁で今後の自然再生より効果的、効率的に進めていく上でどういう改善をしていけばいいかという協議、相談をいたしまして、必要な措置の検討をしてまいりました。 きょうはその各省で相談をしてまとめた必要な措置の案をご説明させていただいて、 それに対して委員の方からいろいろな角度からの意見をいただけたらと思っています。

今日の専門家会議での議論を受けて、今月の末に関係省庁4省庁の局長クラスの自然 再生推進会議を3月末に開きまして、関係省庁として、政府としてこれからの再生、どん なふうに改善していくかという必要な措置のとりまとめの会議を開きたいと思っています。 また、今日いただいた意見は、その推進会議でのとりまとめに生かしていきたいと思いま すし、その次のステップとしては、法にも基づいて閣議決定で自然再生の基本方針を決め ています。いわば全国各地で自然再生をしていく上での道しるべという性格のものになり ますので、この基本方針についての必要な改訂をしていければと思っておりまして、きょ うご議論いただいたことを受けて、その基本方針の見直しにもつなげていきたいと思って いますし、基本方針の見直しに関しては今日また、今後のスケジュールの中でご紹介した いと思うのですけれども、4月以降、各省にも相談しつつ、この専門家会議の中でも御意 見をいただくような形をとっていきたいと思っております。そういうことで、ご議論のほ どどうぞよろしくお願いいたします。

【環境省自然環境計画課課長補佐(難波)】 続きまして、本日ご出席の委員の方々のご紹介いたします。

まず、池谷奉文委員でございます。

辻井達一委員長でございます。

吉田正人委員でございます。

鷲谷いづみ委員でございます。

和田恵次委員でございます。

本日は、自然再生推進法の主務省庁であります3省と文部科学省、この四省で自然再生 推進会議の構成となっておりますその4省から出席しておりますので、ご紹介いたします。

まず、農林水産省から、大臣官房環境バイオマス政策課の伊巻課長補佐でございます。

同じく農村振興局整備部地域整備課の佐藤係長でございます。

林野庁森林整備部計画課、小口森林計画官でございます。

水産庁漁場整備部計画課の青木課長補佐でございます。

続きまして、国土交通省でございます。

総合政策局環境政策課、井上国土政策企画官でございます。

同じく環境政策課、西村課長補佐でございます。

都市地域整備局公園緑地課、舟引緑地環境推進室長でございます。

河川局河川環境課、塚原課長補佐でございます。

続きまして、文部科学省生涯学習政策局社会教育課、筒井係長でございます。

最後に、環境省でございます。

自然環境計画課、渡邊でございます。

吉仲課長補佐でございます。

最後に、難波でございます。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料、初めに議事次第、出席者名簿、座席位置図とございますけれども、資料は資料1~4までございます。不備がございましたら、事務局あてまでお申しつけください。

よろしいでしょうか。

それでは、専門家会議は辻井委員が委員長に選任されておりますので、ここからは議事 の進行を辻井委員長にお願いいたします。

【辻井委員長】 皆さん引き続きの専門家会議ということになりましたが、ご出席いただいて、ありがとうございます。早速始めたいと思いますが、きょうは自然再生推進法に関する現状課題の把握と整理の結果を踏まえまして、必要な措置(案)が議題となっています。まず、事務局から結果の説明をしていただいて、それについての委員の皆さんからの御意見を承るということにしたいと思います。

それでは、資料説明を難波さん、よろしくお願いします。

【環境省自然環境計画課課長補佐(難波)】 代表しまして、環境省から資料の説明をさせていただきます。

資料1、2、3をまとめて説明させていただきます。また、資料4は右肩に別紙1とございますけれども、そちらを随時使いながら、資料1、2、3を説明させていただきたいと思います。

まず資料の1から説明させていただきます。1は全体の概要でございまして、詳細は2、3で書かせていただいております。

まず、1の1ページ目ですけれども、これまでの経緯をご紹介いたします。今回の検討は、繰り返しになりますけど、自然再生推進法の施行から5年が経過したことを受けて、過去5年間の検証をして、その結果必要な措置を講ずるということを政府の方針として推進法の中でも規定されているものでございます。このことから、いろいろな調査を致しまして、これまでいろいろな方の御意見をお聞きして、その結果、必要な措置(案)というものを今回まとめました。

3つ目の○ですけれども、今後この必要な措置(案)、きょう御意見をいただきまして、さらに精査いたしまして、今年度末、3月末をめどに検討結果としてとりまとめることとしております。またこの検討結果を踏まえまして、実際に次年度以降、必要な措置を講ずるということを考えております。その中で、措置の中でも基本方針の見直しが必要な部分がございまして、これはおおむね5年ごとに見直すとしています自然再生基本方針、こちらの見直し事項にも反映しているということを検討します。これはまず案を環境省が

つくりまして、農水、国交、3省で調整してパブリックコメントもかけて、最後に閣議決 定に諮るということをこれから4月以降進めるということにつなげる予定でございます。

次の2ページの2、これは自然再生推進法の施行状況ということで、前回3月3日の専門家会議でご説明した内容と同じでございます。簡単にご説明しますと、全国で19の自然再生協議会が設置されておりまして、その中で1,160名の構成員の方がおられます。平均すると1協議会当たり61名、構成員の割合ですけれども、ここに書いておりますとおり、専門家、個人、NPO、民間団体、あと行政が地方と国を足しますと約20%という状況になっております。

その次ですけれども、法の手続上、全体構想、事業実施計画を作成することになっておりますけれども、今19協議会のうち全体構想が、協議会1本作成する全体する全体構想が16協議会、また3協議会において作成中という状況でございます。また、この全体構想に基づいて、構想の目標を実現するための事業の実施計画が14できております。8協議会において14。複数ありますのが釧路湿原の6、霞ヶ浦の2でございます。

3番以降が今回の措置(案)についてということです。詳細は別紙2、3でお話しいたします。全体の内容をここでご説明いたします。まず、この中では(1)(2)(3)と分けておりますが、主なものはこの(1)で書かせていただいております。検討した結果、この中で必要な措置(案)はとりまとめたということで、①から順番にご説明いたしますと、3ページの上、まず関係行政機関等の連携の促進。自然再生を総合的に推進していくために、関係行政機関の連携を促進することとする。これは引き続きですけれども、具体的には本省レベルの自然再生推進会議、地方支部局レベルの地方ブロックの連絡調整を密にし、また、実際の事業実施においても省庁横断的な連携による事業実施等を進めて、推進していくということにより対応するということにしております。

②各種情報提供の充実。これは今回の調査の中で自然再生協議会の構成員からの意見、アンケート、意見交換を踏まえて、かなり要望が多かったものとして、実際の運用事例の各種の情報提供が欲しいということがございました。それを充実させていくということをひとつ対応して考えております。具体的には、今それぞれたくさんある事業制度ですが、活用可能な各種事業制度、またそれをどういうふうに活用するのかという活用事例。次に協議会の組織化、運営上の課題への対応事例。この協議会の運営に関する事項は最も多かった部分でございます。また自然環境学習のあり方、技術、これはケースバイケースですけれども、自然再生の技術を蓄積しているどういう事例があるのか、情報が欲しいというのがありました。地域における自然環境データの提供、また効果的な普及啓発活動、これは新たな地域住民に、今まで興味を持っていない方に興味を持っていただくには、もっともっと工夫が必要であるという課題がございまして、効果的なものは何であるかという情報提供の要望がございました。これらを主務省庁として推進していく、充実していくという対応をひとつ掲げております。

- ③各地域における技術的課題に対する支援。これもケースバイケースなんですけど、協議会の中だけでなくて、外部にもアドバイスをいただきたいとか、一部応援をいただきたいという声がございました。そういう中で、現地への専門家派遣、また現地でのワークショップ開催等、必要に応じて、自然再生協議会の支援を行うことを一つ掲げております。具体的な技術課題として挙げられておりましたのは、自然再生の目標の設定、これは全体構想の項目に挙げられているものですけれども、目標の設定、またモニタリング手法等の構築。特にモニタリング手法は今後末永く実施していく中で、例えば簡易とか、地域の方でもできるものとか、有効な項目とか、そういうモニタリングを今後評価していく材料として、どういうものを効果的にとればいいか、また、効率的に実施すればいいかという情報があれば、支援があればということでした。
- ④協議会間の連携、情報共有に対する支援。これは現在、今年度で2年目になりますが、自然再生協議会の情報連絡会議、協議会の代表者が集まって意見交換をする場を設定しております。それらを引き続き実施し、情報共有が促進されるように支援していくことを引き続き考えております。具体的に情報共有が必要な、また意見交換を図りたいという項目として挙げられておりましたのは、協議会の運営のあり方、また自然再生技術、モニタリング手法とその実施体制というのがございました。
- ⑤普及啓発活動の推進。自然再生推進法の枠組み及び特徴に関する普及啓発活動を推進する。この枠組みに乗るとどういう展開が今後行われることになるのかとか、この枠組みを使うことによる特徴、メリットは何なのか、まだ自然再生推進法が実際にどういうものなのか、なかなか協議会の構成員でもかなりそれぞれに思われているイメージが違いまして、それを今5年がたった中で実例がかなりできていますので、実例を踏まえていろいろな解説をするのも必要ではないか、またそれに対する啓発も必要ではないかということが主務省庁としても感じております。具体的にはフォーラムの開催とか、自然再生推進法の運用事例、これに関するパンフレット、手引きみたいなものとか、それをホームページに掲載していく等で積極的に啓発を実施していくことが必要と考えております。

次の4ページですけれども、⑥各種検討課題への対応。これは今こういう検討が必要である、こういう事項を整理することが必要であるという現状課題がございました。それらの検討を主務省庁において実施していくというものでございますけれども、具体的に挙げられていた内容は、「持続可能な社会形成のための各種施策との連携のあり方、自然再生協議会に係る運営費の持続的確保のあり方」、運営費等とありますけれども、特に細く長く必要なもの、運営経費とか維持管理費とかモニタリング経費とか、持続性を保たなければならないもの、これが意外と確保する手段がない。今後の見通しを立てて、安定した協議会とするためにも、このあたりの検討が必要ではないかということで、現状課題として挙げられておりました。また、「調査研究と連携した再生事業の実施のあり方」、これは特に地域の研究機関、大学等と連携を図って実施していくことが必要で、研究機関にと

っては再生事業地がフィールドになることもございますし、協議会側にもいろいろなデータとか、再生手法の選択肢をいただくメリットにもなると思います。次に「自然環境学習における学校連携のあり方」、これは前回3月3日にも御意見がございましたけれども、非常に重要な事項であり、かつ、なかなか外のフィールドに出ていくことが難しい状況であって、必ずしも人がすべてではないですけれども、さらに推進していくためにある程度国の旗振りのようなものが必要ではないかという御意見がございましたけれども、なお着実に進めていくことがございます。

- (2) うち第三次国家戦略に関する必要な措置(案)ということで、これは1番と同じなんですけど、国家戦略に関するところを一部抽出して別書きしているものでございます。これは国家戦略の並びで書いておりますけど、①として自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積ですけど、こちらはこれまでと同じく、まだ始まったばかりですので、着実に実施するとともに、再生技術に関する基礎情報を整備していく、きっちりと構築して、また、先ほどの繰り返しですけど、調査研究と連携した自然再生事業の実施のあり方について検討していくということでございます。また自然再生事業の評価のあり方、これ事業によって地球環境への寄与とか地域活性化とか、直接的なもの間接的なもの、いろいろなものが言われていますけど、なかなかうまくあらわせていないという状況がございます。今後、自然再生を推進していくためにも、その評価に関する、まずは項目のあり方があって、いずれは手法ということになると思いますけど、これを整備していくことが重要と書かれています。この項目等ですけど、この検討に当たりまして、特に自然環境が持つ生態系サービスの機能などを幅広くとらえて、事業のさまざまな効果を整理して適切に評価することが必要となると考えております。
- 2) 普及啓発の推進。普及啓発の中でも、特に市民参加型自然環境調査の実施、ワークショップの開催等によって、現状を知っていただいて、保全・再生の重要性について、理解の促進を図ることがさらに重要と考えております。特に環境学習の推進におきましては、学校連携への支援を行うことを掲げております。

次に5ページ、②自然再生の新たな取組の支援。1番として、全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進。これは国家戦略で掲げていますのが、ビジョンと必要な地域の抽出と2段階があるのですけど、ビジョンは生物多様性総合評価とか生態系ネットワーク構想、この検討を見据えつつ、全国的、広域的視点に基づく自然再生を推進する具体的手法ですが、これは地域の使えるデータ、その必要な地域を見いだす具体的な手法を検討し、この中で特に全体的な手法も検討していくんですけど、特に近々に必要なところに対応するということ。ラムサール条約湿地など、国際的にも重要な地域について、自然再生を優先的に検討する地域の一つとして位置づけるということとしております。データも調って、地元でいつも高い、また国際的に約束しているところという意味で、優先度が高いのではないかということを考えております。

- 2) 民間団体や民有地における自然再生活動への支援。これは公的助成制度、民間助成制度、多々ありますけれども、公的な部分につきましては、これまで少しメニューがございますけど、支援を継続実施するとともに、活用可能な事業制度を幅広く活用事例に関する情報提供を行いまして、また必要に応じて事業制度の新規・拡充を図っていくということを考えております。
- (3) 自然再生基本方針の見直し事項(案)です。今回、資料2、3に見直し事項(案)は多々書いてありますけど、必要な措置(案)のうち、基本方針の見直しによる対応が必要な事項が多々ございました。これについては、見直し事項として抽出しておりますので、これを踏まえて今後幅広く基本方針の見直しの検討をしていくことと考えております。これらを踏まえまして、自然再生法の主務省庁が現状課題に対する「必要な措置」への取組を拡充・強化することで、より効果的、効率的な形で自然再生事業を推進していくことと考えております。

その次のページにスケジュールがございますけれども、これは今回ずっと検討してきた経緯でございます。自然再生専門家会議は一番右の緑の部分で書かせていただいております。その中で、一番下の3月19日が今回です。今回のご意見を踏まえて、再度精査して、その後、自然再生推進会議、これは文部科学省さんも入った4省庁による局長会議ですけれど、それによって結果をとりまとめる予定でございます。その後に具体的に、下に矢印が2本ございますけど、具体的な対応、対応のうち、また環境省において基本方針見直し(案)の作成に係るかかる予定でございます。基本方針の見直しの作成は、具体的なスケジュールは検討中でございますが、この中においても引き続き専門家会議のご意見をお聞きしたいと考えております。また御相談させていただきます。

以上が概要でございます。詳細は簡単に説明させていただきます。

まず資料2です。資料2の必要な措置の(案)です。この構成は、まず1. 自然再生の方向性に関する事項と書いてありますけれども、この1という番号、この並びは自然再生基本方針の若い順番に入れてあります。一番右に現行規定ということで、法と基本方針がございますけれども、基本方針の順にずっと現状課題と必要な措置を並べております。現状課題の一番左ですけれども、こちらは前回3月3日の資料の中で、ヒアリング結果とかアンケート結果とか、いろいろな切り口で現状課題をご紹介しましたけれども、その現状課題をすべて取り込んでここに転記しているという状況でございます。これに対しまして、今回作成しましたのは真ん中の必要な措置(案)ということです。この中に基本方針に関する見直し事項も含まれております。基本的にすべての現状課題に対応する形で答えをつくりました。

簡単にご説明足します。まず、1つ目の地域特性を重視すること。これは基本方針の 見直しについて全国画一的なものにならないようにという忠告が協議会からございました。 そういう意味で地域特性が薄れることがないように配慮していくということを書かせてい ただいております。次に地域産業との関連づけ、これが自然再生では必要であるというご意見がございました。これも基本方針の見直しにおいて反映するということを考えております。ここでは太字のところで言いますと、地域社会の活性化につながるものとすることの重要性、これを反映する形で検討すると。実際に参考としたにありますけど、全体構想の中の自然再生の目標の中で、既にこういうことが書かれております。上サロベツで言いますと農業の振興、地域づくり、エコツーリズム等、地域農業を生かしたこと、竹ヶ島ですと漁業との関係、阿蘇で言いますと畜産業との関係、石西礁湖で言いますと海の部分は漁業、観光、海上交通等と多様な利用がございまして、それとの関係をしっかりと図って関連づけていって、自然再生を進めていく。これをさらに推進していくような基本方針の見直し事項としたいというところがございます。

次の2ページ、現状課題としまして流域的視点に基づく取組が重要であるということがございました。これも具体には基本方針の見直しにおいて対応することにしております。特に流域的視点に基づくことが重要であることを記載するという形で検討するということを考えております。今、実際に全体構想の対象区域の中で指摘がございますのが釧路湿原と竹ヶ島、その2つがございます。

次に「保全」に関する自然再生事業実施計画の作成が進んでいない。再生という意味で、何か工事をするとか働きかけてというものを中心に実施計画を立てているのではないか、保全、守るべきところを守るというものについても維持するのも大変ですので、また放置しておくと劣化するおそれがあるというところについては、しっかりと保全についても実施計画をつくるということを掲げるべきではないかという現状課題がございました。これにつきましては、既に基本方針の中で保全についても自然再生事業の一つとして位置づけています。このために法の枠組みの理解に向けた普及啓発活動の中で、このあたりを十分に説明していくということで対応したいと考えております。

次に維持管理に関する実施計画の作成が進んでいない。特に二次的自然ですけど、維持管理そのものが事業に当たるというもので、それも余り今の基本方針の中では維持管理、二次的自然の維持管理を自然再生事業として明示していないのではないかというご意見がございました。これにつきましては現在のところ、先ほどとの同じですけど、事業には保全、再生、創出、維持管理を含むということとしております。ただ、右に基本方針を2つ書いていますけど、これをよく見ますと、ここで言う維持管理というのは事業実施後の維持管理、再生という何か事業を行った後の維持管理という意味で書いている傾向がございますので、ここでは二次的自然の維持管理について、維持管理行為をやめることで環境劣化につながるものであることから、ここでの維持管理は保全再生に含まれる内容であると言えると思います。これらを明確化することも考えられますので、その見直しを含めて基本方針の見直しの中で検討していくということにいたしました。

次の3ページ、これも現状課題の中で「科学的知見」というものがわかりにくい、も

う少し平易な言葉にならないかということがございました。これにつきましては、科学的知見というのは一般的には化学、学術の中で把握できる知識や理解であって、客観性を確保するためのものであって、経験値など日常で把握できる知識とは異なるということが言えると思いますけれども、ただ、それもケースバイケースだと思います。自然再生に関する科学的知見は幅広くとらまえているという傾向もございますので、この中で科学的知見というものを平易な内容とすることの要否も含めて、少し基本方針の見直しの中で検討、議論させていただければと思っております。また、この科学的知見が何かというものにつきましては、協議会の中で専門家の方が理解促進に向けて説明することも有効な手段かと考えております。

次のところ、社会科学的要因を踏まえた自然環境の劣化要因の検討。これは自然科学的な要因だけを検討するのではなくて、社会科学的な要因を十分に検討する必要があるというご指摘がございました。そのような基本方針になっていないという御指摘もございました。この社会科学的要因によって自然環境が損なわれるということにつきましては、基本方針の中で既に記しております。これは自然を取り巻く状況をよく踏まえるということもございます。また太字のところで言いますと、ここの科学的知見の科学ですけど、これは自然科学とか人文・社会科学を広く含むものとしておりますので、もちろん社会科学的なものも含むということですけど、これを明確化することの要否についてもまた基本方針で検討する事項の一つとしておきたいと考えております。

次に人工エネルギーの利用。これは地下水位の低下対策ということで具体的ものがありました。そのために一部地下水位を高くしておかなければいけないところに揚水するとか、そういうものが自然再生としてふさわしいかどうか。人工エネルギー利用が自然再生に入るのかというのは、基本方針でははっきりとわからないというご意見がございました。これについても検討事項としているのですけれども、一律に排除することは好ましいとは言えませんので、ここでは排除とか、いいとかということではなくて、これも基本方針の中で少し議論していくべき事項として掲げております。

次に順応的管理を実施していく上での方針ということで、こちらは今の実施計画を見ていますと、順応的管理を実施していくというような内容を詳細に書いてあるところはないというところでございます。最終的な目標のほかに当面の目標を示して、当面の目標をモニタリング結果に基づいて評価する。その結果により順応的に事業を見直ししていけるような配慮がもう少し詳細に書かれるべきではないかということが見受けられました。それも課題としてありました。この中で、順応的管理というものを実施していく上でも、管理基準値とか、ある程度の自然再生の考え方がベースとして存在しなければなかなかできないと思いますけど、これを支援するために基本方針において、こういう具体的に順応的管理が可能となるような実施計画とすることの必要性、順応的管理とはこういう当面の目標に対してという、その評価できる配慮が必要ということを明記していくということと、

あとは順応的管理に関する優良事業、これは国内外を問わずということになると思います けど、これを提供していくことが必要かと考えております。

次に4ページ、事業費、これは主に民間団体等への支援ということですけど、これまでの支援を継続実施するとともに、活用可能な事業制度やその活用事例等の情報提供を行い、事業制度の新規・拡充を必要に応じて図るということを考えております。現行は、①本省段階では、公的な助成制度として、ここに3つ書いてありますけど、地球環境基金等があります。農水省さんの農村景観・自然環境保全再生パイロット事業という民間団体、NPO等へ支援するものがございます。これらについてまたほかのメニューも含めて活用していくことが一つ大事なポイントとなります。実際に法定協議会に関する取組でも霞ヶ浦、阿蘇、石西礁湖で活用されているところでございます。②は予算以外ということになりますけれども、地方支分部局への支援事項としていろいろなことをしております。情報提供も含めてデータ提供、専門家の紹介とか、協働調査とか、幅広い支援を実施しているところで、これらについても引き続き行っていくということでございます。

あとは事業制度の見直しのところで、これは基本方針に沿った事業への支援とか、省 庁横断的事業の実施が必要ではないかという声がございました。これについては、一番下 を読ませていただきますと、実際に横断的というよりも連携を図ることによって、横断的 な事業が実施できるという今の状況がございますので、基本方針に沿った事業とか、省庁 横断的事業につきましては、法の枠組みの中で各省庁の連携により引き続き対応すること を考えております。

次に運営経費等、これは先ほど申しました細く長く必要なものですけれども、協議会の運営経費、モニタリング経費、維持管理等です。これらにつきましては協議会における活動の持続性の確保にかかわる事項でございますので、協議会の財政支援ができれば望ましいですし、また協議会から今基金というものを考えている声が結構意見交換の中で聞かれました。その中でどういうふうに基金を創設するのか、また、寄付を申し出る方もおられることをどう受ければいいのか、その中での税制上の特別措置等が、どのようしたら適用できるのかということがございました。こういう中で現状課題を踏まえて、運営経費等の持続的な確保のあり方を検討することを考えております。その下のところは、今申しました内数に入っております。寄付金等です。

次に5ページ、自然再生推進法の解説資料とか、運用に関する条項。これは法の趣旨とか、構成員の役割とかも含めて、実例を踏まえて提供していくことが必要と考えております。あとは要望としてございましたのは、協議会等への講師派遣等、外部からの支援という要望がございました。これにつきましては専門家の派遣、現地でのワークショップの開催等により、必要に応じて支援を行っていくということを考えております。具体的には一つのメニューとしまして、環境省で自然再生活動推進費というのがございまして、その中でいろいろな対応ができる状況でございます。例えば地域の科学的知見を適時的確に得

るための専門家ネットワークの形成、ワークショップ等による再生手法の検討、情報交換、 それをケースバイケースで対応していくということで支援することを考えております。

次に各種事業制度に関する情報。これを幅広く情報を収集して協議会等に提供してい く。等といいますのは、まだ協議会を検討しているところを主に意識しておりますけど、 どういうものが使えるのかということが事前にわかれば、それがいいと思いますので、幅 広く提供していきたいと思っております。

次に草原における循環型社会の構築。これは草原再生といいますか、二次的自然の中で、特に循環型農業に対する国の支援が望ましいということがございました。特に草原でいいますと、環境を公共財として国民が支えることが必要ではないかということでございました。その枠組みとして、まずは基本方針の中に自然再生における自然の循環利用のあり方について見直しするよう、検討するということを掲げております。

次の6ページ、2.協議会の組織化及び運営に関する事項。法のところの3つ目、8条第4項と書いてありますけど、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は協議会が定めるということに自然再生推進法の規定ではなっておりまして、基本的には組織化とか運営に関する事項については、国がルール化するとか、そういうことはせず、地域の自主性に任せる部分であります。ただ、それに対していろいろな要望がありましたのは、全体を通して情報提供等、必要な支援等できることが国でもあるのではないかということがございました。そういうものをここに掲げております。

まず(1)組織化に関する事項。呼びかけ人の要件ですね。これは要件が限定されているのか、だれでもいいのかわかりにいくという御指摘がございました。NPOでも発意できるのかどうか。もちろんそうなんですけれども、今の枠組みを変えるというよりも、そういう普及啓発活動をもっとしていく必要があるということを考えております。

次に協議会となる基準が不明確。これは基準というよりも、組織化時に本当に組織化したのかどうかというのが、何も登録等もない、届け出等もないので、手続というよりも少なくとも法定協議会になったときには届け出等があった方がはっきりするのではないかというご意見がございました。これは今、法律上は実施計画ができた段階で初めて主務大臣に送付というのがございまして、それまでは法定協議会をつくってから何も関係がないという状況がございます、手続上のですね。もちろん協議会には関係行政機関等が入るのですけれども、手続が何もないということですので、後で言う全体構想の作成時も含めて、何かそういうものがあっていいのではないかというのがございました。これも基本方針に入ると思いますけど、検討するということでございます。

あと、専門家の参加の確保が課題であるということでございました。こちらはもちろん引き続き専門家の紹介をするということでございます。あとは構成員の要件ですけど、 構成員の応募要件等を限定していないところが結構多いですけど、ある程度は人数を絞って要件をつけたいという要請がございます。そういう中で国がルール化するのではなくて、 そういうものについても全国動向を収集して提供していくことを考えております。これは 要件を幾つかつけているところもございます。在住地とか年齢とか、18歳以上とか、全 体の枠を決めたり、そういうことをしている事例がございます。その中で公平な参加の機 会はもちろん確保するところですけど、その運営上の工夫事例についても提供していくこ とを考えております。

関係行政機関の横断的連携。これは概要のところで説明した内容と同じでございます。 推進会議とか地方ブロック会議とか、また国の推進会議の幹事会というものがございます けれども、そちらによって図っていく。また、地方公共団体の理解の促進。これはすべて がすべてではないと思いますけど、特に地方公共団体に相談してもなかなか担当もはっき りしないとか、そういうご意見がございました。これは一部だと思いますけど、そういう 中で国においても各種会議の場を通じて普及啓発を図っていくということを続けたいと考 えております。

あと、運営に関する事項。手続のルールとか合意形成に関して、これについても国がルール化することは必要ないと思っていますし、協議会が考えることであると思っております。ただ、それへの支援として2点ほど挙げていますのが、調査研究との連携、これは地域の研究機関、概要のところで申しました大学とかも含めて、研究プロジェクトとして協議会の活動を支援する。その中で客観的データとか、再生手法の選択肢等をいろいろいただくことによって、また、研究者側から見ると再生事業をフィールドとして活用したいと思って、それをもとに合意形成の促進が図れるのではないかと考えております。そういう意味で、調査研究と連携した自然再生のあり方について検討し、また、特に運用事項につきましては、協議会の情報連絡会議、協議会間の連携を深めていく中でも議題としていくということを考えております。過去2年、今年度も含めまして2年の情報連絡会議の議題といいますと、半分以上が協議会の運営論です。題材とする自然再生は異なっても、各協議会の方々、現状課題は同じなのかなと感じておりますけれども、特に運営のあり方が協議会の中での大きな議題となっております。

次に簡易なモニタリング手法とか、モニタリングの体制も含めて、特に体制をどうしていくかというのがございますけれども、これについてもケースバイケースの対応ということで、先ほど申しました自然再生活動推進費というのがございますけれども、それを中心に地域における専門家ネットワークの形成とか、あとは技術的活動支援、ワークショップ等による再生手法とかモニタリングも含めた検討、情報交換なども行っていく。ケースバイケースの支援をしていくことを考えております。また、これも情報連絡会議の議題として、運営の次にモニタリング体制をどうするかというのが結構議題になっておりまして、これも情報交換をして、効果的なものを考えていく場を設定していきたいと思っております。

次が3. 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する事項ですけど、

全体構想を作成した場合の送付。これは先ほど申しました、こういうワンポイントの手続 もあってもいいのではないかということでございます。

次が周辺地域との協働とありますけど、これは再生の対象区域とその周辺ということです。これが具体的な事例としまして、水循環に関して1対象区域とその周辺が地下水位の低下抑制対策として、周辺部分での対策も必要であるときに、この法の枠組みの中で周辺にまで影響を及ぼすことができるのか、縛りをかけることができるのかということの現状課題が事例としてございました。そのときに基本方針の中でどうやればいいのかというのがございましたけれども、基本的には、ここでは一方というところに書いてありますけど、当初よりこういう対策が必要な周辺部分があるのであれば、対象区域とするということが本来であれば望ましいと言えると思います。ただ、一概には際限がないというのもあって、どこまでというのは言えないと思いますので、協働が必要となる区域における再生の対象区域の取り扱いについても、次の基本方針の見直しにおいて検討する事項としておきたいと考えております。

次に目標の具体的な設定。全体構想の中での再生目標ですけど、これについても難しいという現状課題がございました。これはケースバイケースの、例えば自然再生活動推進費等を使って必要な支援、専門家の派遣、ワークショップ等で対応していくということを考えております。

参考としまして、9ページの上、現在の全体構想における目標の設定状況ですけど、 定量的なということはしていません。今のところ基本方針ではできるだけ具体的設定する ということですけど、本当に定量的な数字を出しているところを見ますと、竹ヶ島で括弧 の中のようなことを書いてあります。また、これを本当に具体的に定量的にと言い出しま すと、それこそ全体構想ができなくなるのではないかと思いますので、できるだけ具体的 にするように今のところ、あらゆる工夫を各協議会ではされております。例えば、短期・ 中期・長期の目標を立てることをされているところがございます。また中身につきまして は、保全・再生に関する目標はもちろん多いですけれども、地域とのつながりとか環境学 習とか、地域において環境調和のとれた農林水産業の推進も目標に掲げておられるところ がございます。特に保全・再生の中では、生物の生息環境の保全に関するものを目標にし たり、周辺地域とのエコロジカルネットワークを位置づけている場合がございました。

次に全体構想の中での役割分担ということで、これは法の規定で構想の中に役割分担を示すということになっております。その中で多々、1項目に対して構成員の方の矢周りがあるんですけど、その主体的な方が明確化されていなという課題がございました。誰が主体的に担うのかということですけど、その必要性についても基本方針の見直しの中で検討していくことにしております。

次に10ページ、自然環境学習の推進に関する事項、これは環境学習に対する文部科 学省への取組への期待、特に学校連携への積極的支援というのがございました。措置のと ころで言いますと、文部科学省におきましては①枠組みの見直しと②事業を実施しております。枠組みとしましては、新たに教育基本法が改正されて、学校教育法等における環境教育の位置づけの明確化という枠組みの対応がございます。②のところで、環境教育推進に関する具体的取組という事業の内容がございます。これらによって引き続き推進するということですけど、これにつきましては別紙の3に4~6ページまでございます。その中で4ページの2. (1)教育基本法及び学校教育法等における位置づけということで、これは改正されまして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」という教育の目標が新たに明記されております。これに基づき計画、要領を作成されているところです。そういう大きい枠組みがありまして、また(2)にずっと事業が書いてありますけれども、この中に学校外に出ていく授業もございます。これはモデル的な事業という位置づけで、学校の外に出た効果を全国的に普及していく材料としていくモデル事業という位置づけですけど、これらの取組によって、あとはこの枠組みの中で基本的には各地域の教育委員会等の判断によって、個々に対応されていくということでございます。これらの対応を文部科学省で引き続きしていくという状況でございます。

前の資料に戻っていただきまして、10ページの真ん中、全体構想において自然環境学習の方向性を明記すること。これは現在、既に全体構想でいくと16すべて記されております。また、その中でもいろいろな工夫点が必要であると考えていまして、全体構想に記すべき自然環境学習の方向性をどのように記せば、方向性を立てればいいかという情報提供等の支援をしていきたいと考えております。また同じく実施計画もそうですけど、実施計画につきましては自然環境学習の実施方針、再生の場を活用してどう学習していくかということですけど、前者の全体構想は、対象区域全体においてどう方向性を立てていくかということですけど、それらの知恵をお借りするのですけど、実施計画についても必要情報提供をしていきたいと考えております。

次に11ページです。自然再生専門会議に関する事項ということで、現地視察及び意見交換があってもいいのではないかという協議会から提案がございました。これは一度、平成19年の9月に実施させていただきましたけれども、引き続き検討する、実施するという方向で考えておりまして、その中での工夫点といいますと、協議会にもメリットがある仕組み、特に協議会の構成員の方々と専門家会議の委員の方々が意見交換して、協議会側から見ると新たな視点からの意見があることによって、幅広い支援につながるものを企画していく必要があると考えております。

次に6.情報の収集と提供関する事項です。これは特に要望が強かったのは、再生技術に関する事項、あとは調査テータに関する事項ですけど、技術に関する事項ではいろいるなツールを持って、今情報提供しております。また、海外事例も含めて主務省庁のホームページで紹介させていただいているところでございますけど、またこれらをさらに充実していくということを考えております。それと情報連絡会議を開催して、技術的事項とか

各種調査データに関する情報共有のあり方についても議題としていきたいと考えております。

12ページ、普及啓発に関する事項。これは自然再生推進法のメリットのようなものをいろいろ感じているという協議会の方のご意見があったのは、前回ご紹介しました、多様な者が参加する、法に基づいて実施しているからこそ合意形成が図られるとか、基づいているからこそ地域の理解が得られる、また環境行政機関の連携が図られるという、これは協議会の方からの声がありました。すべてがすべてそうとは限らないかもしれません。こういうメリットを今使ってみて感じているというご意見がありました。そういうことを実態も含めて、法の普及啓発の中で取り込んで説明していくことも必要ではないかと考えております。そういう意味で自然再生推進法に関する普及啓発の推進ということで、具体的な普及啓発活動としまして、フォーラムの開催とか、法の運用事例も含めたパンフレットを作成するとか、ホームページに掲載するとかがあると思います。

参考としまして、この枠組み、手続法に関するメリットとしますと、4点ほど掲載しておりますが、主にこういうことかなと考えております。自然再生の全体構想作成段階から多様な者が参加する。構想作成段階から作成するということと、多様な主体が横断的な連携を図りやすい仕組み、目標を一つに掲げて、協議会という共通な場を持って対等な立場で協議するということが規定されていることによると思います。それと、構想、計画、末永く使っていく、また設計図どおりにつくるようなものではない計画に対して、所属先は不安があると思いますけど、それに対する法的根拠を持たせて、よりどころとして息の長い取組を求める仕組みが制度的に担保されていること。また、NPO等、たとえ誰が発意した協議会であっても、地域の関係する行政機関等が構成員として参加する。また、その中で必要な支援を行うことが特徴として挙げられると思います。これらを中心に、もう少し今のどんな事業制度を組み合わせて官・民の方が協議会で活動されているかということも含めて、運営事例も含めた普及啓発をしていく必要があると考えております。

次に効果的な普及啓発手法の構築。普及啓発というのは、実施はしているんですけど、新たに理解を示していただく方をふやすというのは、もうひとつ工夫が必要なのではないかという声がかなりありました。そういう意味で効果的な手法というのを共有し合って、提供してくれないかということでございました。特に工夫点として、先生方のご意見等も踏まえますと、マスコミを通じた紹介、取組、活動者の意見の紹介、またそれだけでは全体を均等に伝えていただけない場合もあるということで、そういう意味で直接的に一般市民を対象とした現地視察など働きかけるということも、マスコミの方を通じたものと含めて、いろいろな工夫があるのではないかということがありますので、それらについていろいろな手法を提供していきたいと考えております。

次に資料3、これはすごく短いので、ざっと説明したいと思います。この国家戦略に関する事項です。このつくりは今のと同じで、左側に現状課題と具体的施策というのがご

ざいますけど、その列が国家戦略そのものです。今回つくりましたのは必要な措置(案)、 さらに具体的施策というのがあるんですけど、今回いろいろなご意見があって、それに対 して対応すべき事項等、必要な措置のところに書いてあります。また一番右がこれに関す る現行の規定を記しております。並びとしましては国家戦略の並びで記しております。

上からですけど、各種自然再生技術に関する基礎情報を整備する。これは着実な実施と技術的知見の蓄積ですけど、蓄積に関するところで基礎情報をしっかりと整備していく。また、基本方針の見直しに関係するところで、自然再生に関する技術の研究開発、これにつきましては自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要であるということが、一つ基本方針の見直しに関係する事項と考えております。

次に、引き続き自然再生事業を着実に推進するということですけど、これは各省で推進していくということです。自然再生事業を着実に実施すると、もちろんそういう対応になると思いますけど、別紙4、前回の資料と同じ各種事業制度の一覧表をつけております。これを活用して推進していくということでございます。基本方針の見直しに関する事項を書いてあります。先ほどと重複するので省略しますけど、目標については必要な情報提供をしていくということです。

次に2ページ、基本方針の見直しの2つ目の②、こういう事項も基本方針の見直しの対象にしていこうと考えております。残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要であるということを検討材料にしたいと思っております。

次に、評価のあり方の検討。またこれに関する手法を整備するというのが戦略の中でありますけど、具体的には自然環境が持つ生態系サービスの機能などを幅広くとらえて、自然再生事業のさまざまな効果を整理していくことが必要と考えておりまして、これらの検討を実施していくということを考えております。

次に、普及啓発。これは、国家戦略の中で自然再生の取組への理解を広げ参加意識を 高めること。普及啓発活動を実施することを掲げております。これにつきましては、先ほ どとも重複しますけれども、地元、特に地方公共団体等と共同でワークショップを開催し たり、市民参加型調査を実施したり、そういう手段によって推進を必要な措置として実施 することと考えております。

次に、戦略の2として、新たな取組の推進というのがございまして、そのうちの①全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進。これにつきまして、必要な措置(案)を見ますと、生物多様性総合評価を実施する、また生態系ネットワークの具体的な図化を目指すとございます。また、基本方針の見直しに関係するところで、特に今の実施計画を見ていますと、地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容、ネットワークの視点が当該地域と周辺地域の関係も踏まえて、文献調査の結果、余り明確に書かれていない。現状の実施計画を見た場合に、ネットワークの視点があまりないということが確認できま

したので、この内容を基本方針の見直しとして掲げて、推進していくことにしたいと考え ております。

最後のページ、先ほどビジョン系のところと、もう一つは地べたの方ですけど、その中での劣化状況、自然環境の状態を見ていく作業がどこまでできるかということですけど、自然再生の必要性が高い地域を抽出するということがありますけど、そのためには自然再生に関する基礎的な情報の収集、整理のあり方、何が活用できて足らない情報が何かとか、またそれらの情報、自然環境の状態等を把握する手法等を整理して、具体的な手法を検討する。これを全国で活用できるような底上げをしていくということだと思います。この中で具体的には生物多様性総合評価の検討状況を見つつ進めることも必要と考えております。特に、先ほど申しましたように、そういう底上げ的な検討のほかに優先的に維持するところは進めていくということだと思います。特にラムサール条約湿地等ということです。

最後に民間団体や民有地における自然再生活動への支援ですけれども、こちらについても活用可能な事業制度や活用事例等の情報提供を行って、必要に応じて事業制度の新規・拡充を図っていくという措置を検討しております。

以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。相当長い間、説明も大変だったと思います。ありがとうございました。

それでは、今の資料1、2、3、その前にも概要というのがございました。一括して、 どの点からでも。これは要するに、今日まとめて説明してもらった資料1~3については、 結局は前回の会議のときに、いろいろと出していただいたご意見等を含めてまとめたとい うふうに考えられます。さらにお気づきの点、あるいは御質問ございましたら、どなたか らでも結構です。承ります。

【池谷委員】 自然再生推進法ができて5年で、これからどうしようかということになるわけですが、私はこの法律ができるとき、国会で衆参の先生方にお話したのが、その大切さももちろんですが、一つの事例として外国の事例を出して、自然再生とはこういうことですよと資料として出したわけですが、当然、日本も世界の中の日本なのであって、日本の国内だけ見ていればという話ではないのですよね。当然この推進法をつくるときに、国会の先生方にこういうことですよといったら、そうかと言ってやっているわけですから、今までお話を聞いていて、国内的にまあまあこんなものだろうなということはわかるのですが、世界的に見るとかなり違っているわけで、国際的な流れの中で日本は生きているわけですから、今、世界が何をやっているのだということをちゃんと出してやる必要がある。参考資料としてですね。

したがって、具体的にはこの資料1の3ページ、②各種情報提供の充実というところがありますけど、具体的には国際的な自然再生の情報の提供というのがまず1としてあって、 それから及び以降のことがあるというね。国際的な情報を流さなければ、僕はどうにもな らないなと思うんですよね。

具体的に自然再生の関係でいいますと、お隣の韓国に河川の関係で一歩越されましたよね。エコロジカル・ネットワークで台湾に越されているわけですよ。日本の国際的地位が下がっている現状の中で、世界を見ないで国内だけでもって、何だか弱い者同士が傷をなめ合うような格好というのでは、進歩していかないと思うんですよ。そういうことで、この辺のことを関連して、後ろの方にも当然関係して、全国的なじゃなくてその前に国際的なものがあって、それから全国的であると。5ページがそうですね。こういう考え方をまず一つあるということ。

それから、なぜ日本で自然再生が必要か。自然が残っていれば別に自然再生する必要はないわけで、自然再生がなぜ必要になったかというと、開発ですよ。開発の仕方に土地利用をきちっと考えてこなかった。ここが問題なんですね。どこを開発するんですか、例えば農地だとか都市だとか、どこは自然として残すんですかという土地利用をしてこなかった。これが最大の課題ですよ。

したがって、これから自然再生といったら土地利用の見直しでしょう。ここが最大の課題ですよ。ですから、特に重要なのは3ページの①関係行政機関との連携の促進。ここで何が必要かというと、当然これは土地利用を具体的にどうするんだと、各省庁間でどうするのかと。特にこれから人口が減ってくる中で、そういう土地利用は当然変わってくるわけですから、そういうときに自然再生をどうするんですかということが出てきます。それから、生物多様性の観点からも、2010年に国際会議が日本で開催される予定になっていますから、その辺も含めて省庁間として、さあどうしますかということを問われているわけで、この辺の考え方ですね。土地利用をどうするんだということを、今までは助走ですからいいとして、これから5年間はちょっと格好をつけないといけませんから、きちんとやりたいなと思っていますが。

【辻井委員長】 確かに、池谷先生がおっしゃったことはうなずけると思います。先生のおっしゃるのは、自然再生あるいは自然保護地区というところも土地利用の一つだと考えるべきだということですね。もう一つは、最初におっしゃった国際的な情報。同時にもう一つ、今、先生のお話を伺って、日本でこういうことをやっているというのを国際的に、あるいはそれがベストとしてとられるかは別として、こういうこともやっていますよというのを出してもいいのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【吉田委員】 私が申し上げたいのは、資料1でいえば5ページの(2)②、それから資料3で言えば3ページにあります、自然再生の新たな取組の推進というところに関係します。自然再生推進法ができるときに、私も日本自然保護協会として、あるいはWWFや生態系協会さんから意見が出ていたと思いますけれども、もっと計画的な自然再生が必要であると。その地域、地域でも思いつき的にやっていても、50年、100年かかって壊し

てきた自然が、50年だって本当に再生されるかといったらば、計画的にやっていかなければできないと。それだから、壊す方は<u>ゼンソウ、新ゼンソウ</u>とかいって、そういう開発計画をつくって壊していったわけですけれども、逆に今度、再生してく方もそれに対応するような全国計画が必要であるいうことを申し上げたわけです。ですけれども、その時点では、今度の自然再生推進法は議員立法でもあるし、お上が計画をつくってそれに従って民間がやりなさいというような性格のものではないということを、当時小林局長や小野寺課長からも伺って、そういうものかなということで、ただ、絶対そういう国土の自然環境の現状に基づいた計画的な自然再生ということが必要であることは、やはり5年たっても同じことが言えるのではないかと私は思います。

今までやってこられたことについては、あるいは各協議会でやってこられたことについては、非常に評価するんですけれども、では翻って、それが計画的な再生になっているかというと、例えば、森林・里山とか、あるいは湿地とか、比較的数が多いものもあれば、干潟とか藻場とか、少ないものもあると思いますし、環境省でも生物多様性総合評価とか、生態系ネットワークの図化とか、そういったことが書かれていますけど、やはりそういうことももう一度やって、各生態系がどういう現状にあるか、かつて50年前と比べたらどういう状態に分断、劣化してしまっているのかということをきちっと調べて、それを取り戻していくにはどうしたらいいかと。現状の段階でそれが保全・再生という面でいえば、保全という形できちっと何かの保護地域のような形で確保されているのか。あるいは、再生という面からいくと、再生する方向に行っているのか。さらに分断・劣化する方向に行っているのか。そのあたりを生態系ごとに逆分析して、それに対して、この生態系についてはちっとも分断・劣化の方向性がとまっていないと、だから保全措置をきちっとやる必要があると。あるいは、再生についても徹底的にやっていく必要があると。そういうような方向性を出さないと、各地域の自主性に基づいていては、やはり50年たっても同じことだと思うんですね。やはりそれをきちっとやっていく必要があると思います。

私は一番危機的だなと思うのは、河口域ですとか沿岸、特に沿岸でも珊瑚礁などは再生の協議会でプロジェクトがございますけれども、干潟とか藻場とか、そういったものについては非常に少ないですし、保全という面からいっても、海中公園あるいは国立・国定公園等で守られているところも少ない。それから、再生という面でもプロジェクトが少ないということで、このままではまずいだろうし、2012年目標、生物多様性条約は一応基本的には2010年目標ですけれども、沿岸海域については少し時間がかかるということで、2012年目標でネットワークをつくるということになっておりますけれども、とてもとてもそういうところには行かなくて、2012年にCOP10を誘致したときに、一体日本はどうなっているのだということで、世界から非常に恥ずかしいことになると思うんですね。昨日、実は国立・国定公園の海域の保全に関する会議の委員として出たんですけれども、相変わらず環境省は、それを風景ということで何とかしていこうと思ってい

るあたりが、余りにも弱いんじゃないかなと。これは国立公園課のほうですけれども、でも渡邊課長がいらっしゃって、そこら辺ももう一回第三次生物多様性国家戦略ができたところで、その辺を協力的に進めていかなければいけないと思います。それには、やはり基本的な現状把握の総合評価をやって、現状に基づいた計画的な自然再生をやっていただきたいと思います。

以上です。

【鷲谷委員】 それでは、今ちょうど話題になっている点ですけれども、国家戦略に関する方の3ページに、全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体的な方策についてということでまとめてあって、また生物多様性総合評価をするとか、生態系ネットワークの具体的な図化という、かなり大まかな方針にとどまっているのですけれども、ここの部分、かなり緊急性を要すると思いますが、COP10のときに日本の存在感を示すとすると、このあたりをどういうふうに国際的な水準から見てもアピールできるものにしていくかということが重要だと思うんです。

やはり、これは科学的な側面がかなり重要だと思います。科学といっても狭い分野で はなくて、総合科学的にこの問題にアプローチできる研究者が、どのくらいいらっしゃる かわかりませんけれども、そういう人になるべく参加してもらって、それがないと、なか なか50年計画を…、今、国家戦略の中にある計画がある意味では計画だと思うんですけ れども、それを具体的にしていくことが大変重要だと思います。エコロジカルネットワー クとか生態系ネットワークという言葉が使われるのですが、恐らくイメージしていること はかなりまちまちだと思うんですね。その生態系ネットワークというものをどういう観点 から、どういう手法によって、あるいは指標の検討が最近は盛んになってきていると思い ますけれども、どういう指標で評価しながらつくっていくかということに関しても、今蓄 積しているこういうことに関する知見を全部理解した上で、その先に行くようなことをし て、全国的、広域的にも、やや長期の計画になるのだろうと思うんですけれども、自然環 境自体が非常にドラスティックに動いていて、土地利用のあり方とか、外来種とか、富栄 養化に加えて、温暖化の問題がありますので、現状がかなりしっかり理解したとしても、 50年で計画を立てているとしたら、50年というのは今までの生命種にないぐらいの大 きな自然環境の変化が起こる可能性のある時期なんですね。ですから、そんなにかっちり した計画も立てられない気もします。なので、こういうことに対する計画の立て方自体を 科学的に検討しなければならない気もして、世界の状況を見て、2010年目標をどうや って達成するかに関して、指標の検討などが行われたり、ヨーロッパでも幾つかの指標に ついては一部適用されたりということもあるんですけれども、まだそれほど万能な処方箋 みたいなものはない気がするので、そういうことも踏まえた上で、日本がCOP10での 貢献を考えると、このあたりのアプローチの仕方を、もう時間も限られていますけれども、 衆知を集めてというのですかね、検討することが重要になるのと思いますし、それを踏ま

えて、全国的に計画的な自然再生のあり方を考えていくというのが、ここ1~2年の課題 なのではないかと気がします。そのあり方を2010年のときにアピールするのかもしれ ませんね。

【和田委員】 1点だけ。質問にもなるかと思うんですけれども、再生事業の評価のあり方ですけれども、これが一番大事な点だと思うんですけれども、必要な措置として書かれている内容が、ちょっとわかりにくいというか、一面的ではないかという気がしたので、その辺を配慮し直すべきではないかと思いました。結局、具体的にはこれから評価する手法を検討するということになっていますから、その中で議論していくことなのかもしれませんが、生態系サービスの機能というものを取り上げています。これはやはりわかりにくいし、私自身、何を意味するのか、正直なところわからない。漠然とイメージはできるんですけど、そうではなくて、やはりその地域の自然環境が持っている固有の生態系構成群のあり方、成立の仕方そのものが成り立っているかどうかということと、種の多様性、そういうものが維持されているかというような内容にものにすべきではないか。

いわゆる本当の生態系の機能を数量的に評価することは、逆に言えば非常に難しい点があるかと思うので、ここで言う生態系サービスというのは社会的な効果みたいなものに、 その生態系が持ちうる社会的な貢献みたいなものに偏った形でとらえられていないかなと 思いました。間違っているかもしれない。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。評価というのはなかなか難しい。難しいというのは、要するに全部対象といいますか、自然再生そのものをやっているところのタイプも違うし、同じような物差しで評価するというのはなかなか難しいかもしれません。ただ、一つは、つまり目的があってやっているわけですから、それをどこまでを目的に応じてというのですかね、どこまで近づけたかということは、項目が違おうが分野が違おうが、ある程度できるのではないかと思います。ただし、それをどう表現するのか。例えば、点数みたいなものだとか。ということになると、これはまだまだ、どういうふうに評価するかというか、点数をどう与えるのかというのは、まだ決まってもいませんし、これまたいろいろなご意見を伺って、やはり試してみるよりないのではないかと思います。

この評価について、どうお考えですか。

【環境省自然環境計画課長(渡邊)】 では、評価も含めて幾つかいただいたご意見に対して、現時点での考え方を少しお話したいと思うんですけれども。

まず、和田委員の評価の部分なんですけれども、ここでは生態系サービスの機能にも着目してという書き方をしたんですけれども、最も基礎的なところとしては、生態系そのものも質がどんなふうに改善できているかどうかをはかるための指標として、生態系のタイプによっていろいろだと思うんですけれども、和田委員からあったような生態系の構成する要素がどんなふうに回復していきているのか、そういったことも含めて、もうちょっと物理的には、例えば、湿原の再生だったら湿原の面積がどうかとか、湿原を構成する種

がどうかとか、あるいは湿原を支えている基盤である地下水環境がどうかとか、いろいろな指標で見ていく必要があろうかと思っています。そういった生態系の質の改善をとらえる指標プラス、もう少し生態系が持っている社会経済的な便益のほうが、どんなふうに回復しているかどうかというところも視野に入れて、評価していくような、そんなことも考えて行ければという趣旨で、ここに書いてあるような表現をしたところなんですけれども、これはまさにどういう自然再生らしい評価の仕方を専門家のご意見もいただきなから、確立して行けたらという考えでございます。

それから、非常に広域的な視点の再生、あるいは現状分析に基づいた計画的な再生という区分は、私たちも非常に重要な課題だと思っています。再生推進法が非常にボトムアップ型で、地域の発意に基づいて自主的に立ち上げていくということを非常に重視した仕組みとしてできたわけですけれども、そういった地域から立ち上がっていくという方向と、国際的あるいは全国的に見て、非常に再生が急がれるところに優先して、保全や再生の取組をしていく。この両方必要で、うまく両方向の流れが結びついていくことが、これから5年の私は大きい課題かなと思っています。

鷲谷委員からも話の出た、生物多様性総合評価という取組をこれから立ち上げるんで すけれども、これはまさに全国的に見て、どういったタイプの生態系が危機的なのか、あ るいはどの場所が非常に危機的なのか、あるいはどういう生態系が非常に良好な状態を保 っているのか。そういった国土全体の今得られる情報をもとに診断して、保全と再生の優 先度を浮かび上がらせていくという取組をぜひ、2010年は割とすぐ来てしまうんです けれども、これから2年半くらいかけて、そういったものに対して、完成型でなくても、 今得られるデータをもとに、専門家の人たちの参加を得て、わかりやすい指標を考えつつ、 各省とも連携して、そういった総合評価という取組をしていけたらと。それで、出てくる こういったタイプの、この場所の生態系の手当てが非常に急がれるというところに、保全 や再生の取組を優先度をもって立ち上げていく。そういったことができればなと思います し、第三次生物多様性国家戦略は、まさに国土全体、あるいは広域的な流域全体の自然の 質を高めていく。その上で、生態系のネットワークを考えていく。ネットワークといった ときに、ネットワークが大事だというところまでは今までも言ってきたんですけれども、 ここは一歩進めて、広域的な生態系ネットワークの目標像といったものを関係省庁で連携 して、地図として落としていく。そういった作業をしていくことで、自然再生を急ぐべき 場所が広域的な視点から見えていく。そういった広域的なアプローチになると、池谷委員 のお話にあったような、各省が関係する土地利用のあり方、その中でそういった広域全体 の自然の質をどう上げていくかという話とつながっていくような気がしています。

その意味で、生態系総合評価の取組なり、広域レベルでの生態系ネットワークの具体 化に向けた地図に落とすような作業、そういうアプローチからもこの自然再生の優先する べき場所が浮かび上がって、そこに手当てがされていく。再生の取組が立ち上がっていく。 というような動きをぜひこれからの5年、第2ステージに入ると思うんですけれども、重要なテーマにしていけたらと思っています。

国際的な情報はぜひ、地域も欲していると思っています。環境省も含めてなんですけれども、各省も欧米の事例を集める努力は、今までもしてきていますし、先生方が持っている情報もたくさんあると思いますので、そういった現場で活動を展開していくに当たって、そういう先駆的な優良な事例が一番の熱意を高める材料になると思いますので、委員の皆様の協力も得て、国際的、先進的な事例を、地域でいろいろ苦労している、悩みながらやっている現場にうまくフィードバックしていけるような流れも、ぜひつくっていきたいなと思います。

以上です。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

まだ幾つも重要な問題があるんですけど、一つ、自然再生というのは気長くやらなければいけない、スペースの小さなところで、比較的早く進行するということもあるんですけど、気長くやらなければいけないところが多いわけですね。そうなると、その後の自然再生事業そのものが一つの環境教育の場になり得る。あるいは環境教育といっても、いろいろなレベルがある。小学校もあるかもしれないし、あるいは大学もあるかもしれない。殊に小学校、中学校、低学年の場合だといい場になるのではないかと思うんですね。

それからもう一つは、大学あるいは大学院で、実際に北海道でそういう例があるんですが、自然再生事業そのものを研究のテーマにする学生が出てきているんですね。例えば、事業そのものにどこかでかかわらせて、一種のインターンシップみたいなものをつくってやらせるというのも、一つ私はいい方法ではないかと思います。ただ、なかなか難しい問題はある。誰がそれを引き受けるのか。引き受けるということになると、やはり教育というか、トレーニングをやらなければいけない。手間がかかるという問題があって、なかなか実際には難しい問題があるわけですけれども、こういったことを少しこれから踏み込んでいく必要があるのではないだろうか。十分いいフィールドになり得るのではないかと思うんです。こういう点で、例えば、文科省だけではできないことだと思いますが、事業者があることですから。何かそういうことについてのお考えでもあったら、お話しくださいますか。

【文科省社会教育課企画調査係長(筒井)】 先ほど先生がご指摘されたように、こういった環境教育、自然再生、環境学習、これらついてはもちろん、当然ながら小中学校においては総合的な学習の時間、あとは、教育というのは学校だけではなくて、週末の体験活動、そういったものも当然ながら入ってくるかと思います。あとは、文部科学省の所管で言いますと博物館における体験教室など、体験活動を通じて生きる力をはぐくむとか、そういったことが重要になってくるのではないかと考えております。

【辻井委員長】 今おっしゃった博物館とか、あるいは博物館相当施設を使うというのは、

私はいい方法ではないかと思いますね。地方の博物館としても、それはいい仕事にもなる ということですから、それは大変結構なことではないかと思います。ありがとうございま した。

【吉田委員】 今ちょうど環境学習の話が出ましたので、私もちょっと。この法定協議会ではないのですけれども、千葉県の三番瀬の再生のほうで、環境学習施設等検討委員会というところの委員長をしていて、いろいろ悩んでいるところなんですけど。ふだんはそんな大きな施設はなくても環境学習はできるんですよと、そういう方向性を言っているのですが、実際のところ、やはり自然再生に子どもたちに参加してもらおうとすると、例えば、泥んこになった後、それを洗うとか、それから、いろいろ環境学習の実態研究のちょっとした道具などをちゃんとストックしておくとか、あるいは場合によっては雷雨だとか、そういった緊急的避難とか、自然再生している場所でトイレがなくてそこら辺でしちゃうというのもまずいでしょうし、そういったものも必要です。ということで、ハードは最低限でもいいですけど、やはり必要なんですよね。私は、基本的にはハード推進の人間ではないんですけれども、やはり、そういったところに何かの形で、最低限のハードの施設は必要だと思います。

【辻井委員長】 環境教育を進めるための何というか、サービスというか、使える仕掛けですね。

【吉田委員】 そうですね。それにはもう一つ、そういうことをやる指導者も大事で、その指導者の居場所としても大事なんですよね。私自身、高尾山のビジターセンターで5年間、山頂におりましたけれども、そういう場所ができるといいんですが、例えば、今対象になっている場所で自然公園ですとか、ラムサール登録湿地で国指定鳥獣保護区とか、そういったところであれば、それぞれそういう措置はあるんでしょうけど、これからそうでない場所も出てくると思いますね。そういったときに何か、またハードをふやすようなおねだりはいけないんですけど、そういうような措置もあっていいのではないかと。環境学習施設として、自然再生事業に係る環境学習施設のようなものがつくれる仕組みもあっていいのではないかと思っています。そうすると、必要な部屋もいわゆる博物展示施設とはちょっと違うかもしれませんし、そういったものも含めて、何かそういうことが措置としてできるといいのではないかと思います。

以上です。

【鷲谷委員】 先ほど、大学との連携が話題になりましたが、改革というのかわかりませんけれども、大学も研究や教育において、社会的なニーズによく答えるようなプログラムをつくるということが最近かなり盛んになってきまして、文科省の補助金もそういう観点のものがあるんです。例えば、進士先生が発言されていたと思いますけれども、その中には環境をテーマにしたGPというのはグットプラクティスということなんですけれども、そういう新しい取組を実施するような大学に、それをサポートするスキームが払われるん

ですね。その中には、例えば、里山保全とか再生活動を地域と一緒にやるという提案があったり、もちろん自然再生に係るようなテーマが出てきて、そのプログラムが適切なものであれば採択される可能性は大きいと思うんですね。

そのほかにも、例えば科学研究費の中にも、保全にかかわる科学研究費をとろうと思えば、場合によったら非常に大きな研究費までとることができて、その研究費をもって自然再生に研究者として参加するということもあり得ると思いますし、ほかのもうちょっと目的のはっきりした研究費の制度でも、JSPの社会科学研究所というところが、新たに地域と研究者が連携して進めるような、自然再生的なことも入りますし、より温暖化が重視されるのですけれども、そういうものができたりということもあって、最近そういうことに取り組みたければ利用できるような研究をサポートしたり、教育プログラムをサポートする資金は、かなりあるんですね。ただ、なかなかニーズにこたえようとしながらも、大学の中にずっと閉じこもって研究、教育をされてきた方だと、すぐに地域とつながることが難しいという問題がありまして、それをコーディネートするような役割がどこかであると、やりやすくなるかもしれません。

【辻井委員長】 ほかにいかがですか。

【池谷委員】 自然再生ですか、生物多様性は、実は国民がほとんど知らないという現実があるわけで、これはやはり我々のやり方にも問題があると思うんですよ。たまたま今、福田さんの人気も落ちてしまっているので、この辺を少し上げてやるということも考えてやるといいのではないか。つまり目玉として、2010年に国際会議があるわけで、そのときに総理大臣が行って、ほらこんなにやっているよという目玉をこれからつくりましょう。1,000ヘクタール規模のね。何十ヘクタールという規模ではどうにもならない話で、東ドイツでする場所が大体1カ所で数ヘクタールのやつを一つの川で20~30カ所やるわけで、それが大体1万ヘクタールですよ。そういう個々でもいいけれども、少なくとも1,000ヘクタール規模の自然再生をどーんと日本でも打ってやると。そうすると国民も納得して、世界もすごいじゃないかということになるし、変わってくる。そういった弾みが必要なのではないか。そうしないと、いつまでたっても生物多様性なんてどこの国の話だか知らない、自然再生はもっと知らない、そういう中で何かちまちまやっているというのでは、どうにもならないので、ちょっと花火を上げたらどうかという提案なんですけど。

【辻井委員長】 いや、結構だと思いますよ。それはその先のことではなくて、今年、環境サミットを北海道でやるんですけど、そのときに少し出したっていいくらいのものなんですけど。まだそれは途中段階ですけど、やはり日本でもこういうことをやっていますというぐらいのことは、言ってもいいんじゃないかと思います。

それから、ラムサール会議が今年10月~11月にかけて韓国でありますから、その ときに持ち出してもいいと思うんですよ。日本はどうもそういう宣伝が下手なんじゃない かと思うんです、先生おっしゃるとおりね。いいことをあちこちでやっているんだけど、 それを国際的に余り持ち出さない。出してもいいんじゃない。少し大げさにやってもいい んじゃないかと思うんですけどね。

ほかにいかがでしょうか。

【吉田委員】 もう一つすみません。資料2でいえば3ページのところですけど、順応的 管理のところですね。難波さんの説明で、順応的管理がしっかり書いてあるところは少な いと伺って、ちょっと意外な感じがしたんです。基本的には構想には書いてあるんでしょ うけれども、やはり実施計画についてもちゃんと順応的管理が書かれていないといけない と思うんですが、難しさは、ここにも書いてあるように、最終的目標以外に当面の目標、 具体的に計測できるような目標を設定するというのはなかなか難しいということはあると 思うんです。この辺については研究者も入っていろいろアドバイスしていく必要があると 思うんですが、もう一つ、社会の仕組み的な難しさとして、これは三番瀬で感じていると ころなんですが、順応的管理をするには、当該年度でやった調査結果がまとまって、それ を次の年に反映しなければいけないんですが、次の年の事業はもう既に、その前の調査を やっている間に予算要求しなければいけないわけですね。そうすると実際のところ、一昨 年前のデータに基づいてどうだったということでやらなければいけないというので、これ はNGOから反論があるんですけど、今の仕組みとしては、どうしても事業自体は本当に NPOが全く半価やっている再生はともかくとして、何らかの形で国の予算などをやって いるものについては、本体の事業が何億という金額が5年間とかついていて、それに千万 とか数百万とかという調査費が同時並行でついているというのが普通のあり方でしょうか ら、なかなかそれだと、この順応的というのは、書いてはあるけれども実際上はその結果 が出る前に予算要求しなければいけないというのが実際なんですね。もし可能であれば、 今後こういった自然再生事業に使う場合には、工事を2007年度やったら同時に調査を やって、2008年度はそのモニタリングをまとめて、工事はやらないと。それで200 9年度に工事をやってまた調査するとか、そうすると時間が倍かかってしまうんですけれ ども、倍かかりながらも丁寧に順応的にやるという予算のつけ方はできないものかどうか ということなんですね。自然再生の場合に限りでもいいですけど、そういうことを考えて いただきたいなと思いました。

【鷲谷委員】 順応的管理というのは、ある意味では仮説を立てて検証してという、科学的なプロセスを重視して進めるということなんですけれども、科学的にプロセスを進めることと、予算の単年度主義というのはなかなかうまく合わないんです。研究の世界でもそのことがずっと問題になっていまして、無理をすると研究費の不正みたいなことが生じてしまったこともあったものですから、最近では、科学研究費は繰り越せるようになってきているんです。それはその必要性をしっかり書いて出せば繰り越せるようになっていますし、研究をお金の使い方で縛ってしまわないようにという面から、むしろそのことは今、

奨励されていまして、なるべくたくさんそういう申請をしようということが…。

【辻井委員長】 そういうところもありますね。

【鷲谷委員】 そうですね。ですので、自然再生ももしそういう科学の側面というものが 重視されるのだったら、そうなっていかざるを得ないのではないかと思います。

【辻井委員長】 ほかによろしゅうございますか。

それでは、ちょっとまとめてよろしいですか。あと、各省庁からの御発言がなければ。 よろしいですか。

ありがとうございました。かなりいろいろとご意見をちょうだいしたように思います。ちょっと拾ってみますと、自然再生というのは土地利用の再編成であるという視点に立って考えるべきではないかというところから、ご意見をいただいて、さらに国際的情報交換の必要性、あるいは国際的評価、国際的に見て日本の自然再生が評価されるかということも含めて考えるべきではないだろうか。

3番目には、これはつながることですけれども、科学的評価の必要性があるだろう。 それから、その評価なんですけれども、これはなかなか難しい問題だということは認識されているわけですけれども、例えば、その中に評価手法の検討、これはまだまだですが、必要であろうと。その評価にも、これは私が今付け加えたんですけど、自己評価といわゆる外部評価がありますね。この両方を考えるべきだろうと。

それから、5番目に環境教育の問題、これは幾つかご意見をちょうだいして、環境教育を支える仕掛けとか、あるいはハードも含む施設も必要になってくるのではないか。あるいは、それがあるともっとよくできるのではないかと吉田さんからいただいた。

それから、その一部に入ると思いますけれども、インターシップということも、これは例えば、国交省とか農水省のあたりでも十分考えていただけるといいなと、私は思います。

それから、順応的管理というお話がありました。これはもう少し書き込めということで、これはお願いしたいと思います。

そんなところかと思うんですけれども、あと、もし私の落ちがあるようでしたら、おっしゃっていただきいと思いますが、大きくまとめますとそんなご意見が出たのではないかと思います。ぜひ、きょうのご意見も含めて、あときょうご欠席の方もいらっしゃるので、それぞれにご意見いただけるかと思います。それをあわせて、自然再生基本方針の見直しに取り組むことが必要だろうというのが、きょうのまとめであろうかと思います。よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、あとは今後のスケジュールなどを含めて補足をよろしくどうぞ。

【環境省自然環境計画課長(渡邊)】 いろいろ貴重な視点からのご意見をありがとうございました。後半に出ました、もっともっと自然再生を社会に浸透させていく必要がある

ということで、吉田委員の環境学習、池谷委員のリーディングプロジェクトの検討、そういうのもつながってくるのではないかと思います。生物多様性という言葉もなかなか社会に浸透できないということがあって、2010年に生物多様性条約の第10回の締約国会議を日本で開催したいということで立候補していて、正式にそれが実現するかどうか決まるのは、今年の5月にドイツのボンで第9回の生物多様性条約の締約国会議があって、そのときにCOP10の開催場所が決まるということなんですけど、かなり可能性は高まってきているのではないかと思っています。

ひとつ、2010年を節目にして、生物多様性についてももっともっと社会に浸透させたいし、行政だけではなくて企業も含めてNPOも含めて、地域の方も含めて、いろいろな主体が生物多様性に向けて一緒になって取り組む形を、うねりを高めていきたいと考えているんですけれども、その中でこの自然再生ということも非常に重要な位置づけを置いていきたいと思っていて、この自然再生についてももっともっと2010年を節目にして、社会に定着をし、活発な活動展開につながるように、ぜひしていきたいと思っています。

きょういただいた意見を今後どんなスケジュールでやっていくかということを、難波 補佐から説明したいと思います。

【環境省自然環境計画課課長補佐(難波)】 今後の予定ですけど、いただきました意見を含めて、再度精査いたしまして、予定では3月27日に自然再生推進会議を開催することとしております。この中で最終的なとりまとめをしたいと考えています。

以上です。

【辻井委員長】 それでは、これで閉じてよろしいですか。

では皆さん、長時間にわたってご意見をいただいて、ありがとうございました。また、 今の難波さんの今後のスケジュールに基づいて進められると思いますけれども、また御報 告をいただきたいと思います。 どうぞよろしくお願いします。

各省庁の皆さんも、どうもありがとうございました。